

---

---

放送人権委員会決定 第78号  
「ペットサロン経営者からの申立て」  
— 見 解 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「ペットサロン経営者からの申立て」  
に関する委員会決定  
— 見 解 —

申立人 福岡県在住のペットサロン経営者

被申立人 日本テレビ放送網

苦情の対象となった番組 『スッキリ』

放送日 2021年1月28日

放送時間 8時～10時25分のうち8時33分から8時55分までの22分間

【決定の概要】 .....	2 ページ
本決定の構成	
I. 事案の内容と経緯 .....	4 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯 .....	4 ページ
2. 本件放送の内容 .....	4 ページ
3. 論点 .....	5 ページ
II. 委員会の判断 .....	6 ページ
1. 匿名化・モザイク処理について .....	6 ページ
2. 本件放送による社会的評価の低下について .....	7 ページ
3. 本件放送による名誉毀損の成否について .....	9 ページ
4. 放送倫理上の問題点の検討 .....	14 ページ
III. 結論 .....	18 ページ
IV. 放送概要 .....	26 ページ
V. 申立人の主張と被申立人の答弁 .....	40 ページ
VI. 申立ての経緯と審理経過 .....	45 ページ

## 【決定の概要】

本件は、日本テレビが2021年1月28日に放送した情報番組『スッキリ』が、同月12日にペットサロンでシェパード犬がシャンプーを受けた後に死亡した件を取り上げたことに対し、申立人が、自らが犬を虐待死させたという印象付けるもので、事実に反する放送により名誉を侵害されたとして、申立てを行った事案である。

本件放送では、同日、申立人が経営するペットサロンにおいて、犬の首輪を手すり（シンクの金具）に付けた状態で約2時間にわたり押さえつけてシャンプーした後、犬が動物病院に運ばれたが死亡したこと、従業員に対し、逆らえば「辞めてもいい」などと述べる日頃の申立人の発言等が関係者のインタビューを交えて紹介される。飼い主は、申立人から犬は事故で死亡したと説明されたが、シャンプーに同席した学生は虐待があったと教えてくれたと語る。この間、「愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」など画面に表示されている。これに続くスタジオトークでは、コメンテーター等からほぼ一方的に申立人を非難する発言が相次いだ。

本件について、委員会は、名誉権侵害の問題に加えて、申立人への直接取材が実現しないまま放送されたことの放送倫理上の問題について、概要、以下のとおり判断した。

まず、本件放送では申立人の氏名等が匿名化されていたが、SNS上で拡散されていた情報が取材の端緒であったとの背景もあり、申立人及びペットサロンの特定は容易であったと判断する。

本件放送を見て、一般的な視聴者はシャンプー行為の中で「虐待」があり、犬の死亡原因になったと認識すると考えられ、本件放送は申立人の社会的評価を低下させる。

そこで次に、本件放送について、日本テレビに真実性の抗弁または相当性の抗弁が認められるかが問題となる。

ここで「虐待」の中核となるのは、犬の首輪を手すりに付けた状態でシンク内に伏せをさせて、約2時間にわたり犬を押さえつけながらシャンプーし、犬の頭にシャワーを繰り返しかけたこと及びこれにより犬が死亡したこと（因果関係）と捉えられる。

この点につき、申立人は、シャンプー行為の一部を途中から手伝ったに過ぎなかったなどと述べている。これに対し、日本テレビは、上記のような放送内容について、ペットサロン関係者ら及び飼い主等から放送内容全般につき矛盾のない取材結果が得られていたとして詳細に説明した。その内容に格別の不審はなく、放送で示された各事実があると日本テレビが信じたことについて、少なくとも、相当の理由があったと判断される。

以上より、本件放送は申立人に対する人権侵害に当たらない。

次に、委員会は、本件放送に当たって、日本テレビが、申立人の言い分を直接取材し得ないまま放送に踏み切ったことにつき、放送倫理上の問題を検討した。

委員会はこれまで、取材・報道に当たっては、原則として、報道対象者に報道の意図を明らかにしてその弁明を聞くことが必要であると指摘してきた。

他方、速報性も重要な要素の一つであり、対象者が直接取材に応じるまでの間は一切放送・報道できないとの結論は妥当でなく、例えば、真摯な申入れをしたが接触できない、応じてもらえない場合、適切な代替措置が講じられた場合（当事者が当該対象事実について公表したプレスリリース等の掲載や、その他の方法による本人主張・反論の十分な紹介）、緊急性がある場合、本人に対する取材が実現せずとも確度の高い取材ができている場合などは、これら内容を含めた諸事情を総合考慮して、本人取材を不要とする余地があると解される。

本件で、日本テレビは、申立人に取材を申し入れたほか、申立人の携帯電話にも2度電話をかけた（取材経緯・時系列の詳細は「Ⅱ. 委員会の判断」参照）。また、民事紛争の一方当事者の主張に依拠した放送には慎重である必要があるが、申立人と共にシャンプー行為に当たった従業員らを含むペットサロン関係者5名から迫真的な告白を含む取材をしていた。また、ホームページに掲載された申立人の謝罪・反論コメントのほぼ全文を本件放送で紹介しており、直接取材の全面的な代替とはならずとも、一定の意義を認め得る。

本件放送は、「シャンプー行為に起因して、犬が死亡した」との事実に加えて、ペットのしつけに関する申立人の信念に対する批判も含む、申立人の社会的評価を低下させる内容であったので、本来、直接取材が要請される事案としてもう一步の努力がなされることが望ましかったが、その上で、委員会は、以上に列挙した要素を含む諸事情を総合的に評価したとき、申立人に対する直接取材が実現しなかったことをもって、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと判断する。

結論として、委員会は、本件放送には人権侵害は認められず、また、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと判断する。

ただし、本事案が、直接取材を実現すべくもう一步の努力がなされることが望ましい事案であったことを踏まえて、委員会は、日本テレビに対し、対象者に対する直接取材の重要性をあらためて認識して今後の番組制作に当たることを要望する。

# I. 事案の内容と経緯

## 1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、日本テレビが2021年1月28日に放送した情報番組『スッキリ』で、同月12日に北九州市内のペットサロンでシェパード犬がシャンプーを受けた後に死亡した件を取り上げ、「愛犬急死“押さえつけシャンプー” ペットサロン従業員ら証言」「愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」などと、サイドスーパーを出しながら放送した。これに対してペットサロンの経営者である申立人が、「字幕付きの放送をしたことで、申立人が預かっていた犬を虐待死させたかのように印象付け、事実と反する放送をすることで申立人の名誉を侵害した」として申立てを行った。

第305回委員会で、本件は運営規則第5条の要件を満たしているとして審理入りを決定した。

## 2. 本件放送の内容

『スッキリ』は日本テレビが、月曜から金曜の8時から10時25分まで放送する情報番組で、本件放送は番組の独自企画であった。

番組開始から30分余りが経過して本件放送が始まった。リード部分は、取材にあたったリポーターが冒頭で「ペットサロンで虐待の疑いです」と語り、「女性経営者がシャンプーした直後に急死した」「従業員らに取材すると、しつけと称した、行き過ぎた行為があった、と言う」と続く。画面下部には「愛犬急死 従業員ら『行き過ぎ』」というタイトルスーパーが大きく出された。

本編では、犬の首輪を手すりに付けた状態で押さえつけてシャンプーしたこと、犬の頭に繰り返しシャワーをかけたこと、犬が気を失ったことなどが関係者のインタビューと証言で紹介される。画面の右上には「愛犬急死“押さえつけシャンプー” ペットサロン従業員ら証言」というサイドスーパーが出されている。

従業員らのインタビューでは「反抗すれば『辞めてもいい』と言われる」、「『私は神だ』みたいなことを言う」などと申立人の発言も紹介され、また、気を失った犬を見て、申立人が「やっと諦めたか、観念したか」と口にしたと関係者の証言で伝えた。

そして、通常なら30分余りで終わるシャンプーがこのケースは約2時間を要し、犬は自力で立てない状態となったとし、画面右上のサイドスーパーは「愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」に変わる。

犬は動物病院に運ばれたが死亡した。飼い主は「申立人からは『しつけは、飼い主に見せられないギリギリのところで行っている。死亡は事故だ』という説明を受けた」

と話す、その一方で「学生は虐待があったことは教えてくれた」と語り、解剖で青じみ（青あざ）の跡が出てきたと訴える。

さらに放送では、「女性経営者の行き過ぎたとも思える行為が見えてきました」というナレーションが流れ、本件以外のケースでも、申立人がトリミングの際に「犬の首を思いっきりつかむ」「犬の後ろ足を思いっきり引っ張る」ことがあった、と動物専門学校卒業生が証言する。画面中央には「普段から行き過ぎた指導」というテロップが大きく浮かび上がる。

一方で、申立人本人への直接取材については「取材を申し込んだものの責任者不在のため回答を得られませんでした」として、申立人がホームページに掲載したコメントをほぼ全文紹介する。放送されたホームページの内容は、「犬が亡くなる事故を起こして申し訳ない。飼い主さまには誠意をもって対応する」という謝罪と、「事故については、事実と異なる内容が一部のSNS等で拡散されている」という申立人の反論であった。

本編終了後、コメンテーターを交えて5分50秒にわたってスタジオトークが展開された。リポーターが「(関係者は) こういったペットサロンが世に存在してはいけないんだと、勇気を振り絞って取材に応じてくれた」と語るなど、ほぼ一方的に申立人を非難する発言が相次いだ。また、器物損壊罪と動物愛護法違反の刑罰をフリップに示して、犯罪の可能性についても言及した。

なお、ペットサロン経営者は匿名とされ、専門学校の建物にもモザイク加工が施された。飼い主のインタビューは顔出しであったが、他の関係者のインタビューは首から下のサイズで音声も加工されていた。本件放送の時間は正味18分45秒であった。

### 3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

#### ○権利侵害の有無

##### ・名誉毀損の成否

本件放送に基づいて申立人の特定が可能であったか

本件放送の摘示事実はなにか

摘示事実は申立人の社会的評価を低下させるか

公共性、公益目的性、真実性・相当性

#### ○放送倫理上の問題

- ・ 申立人に対する直接取材がないまま放送したことの是非

## II. 委員会の判断

申立人の主張内容に基づいて名誉権侵害の有無の問題を検討するほか、これに加えて、申立人に対する直接取材が実現しないままに本件放送に至ったことの放送倫理上の問題について、以下のとおり判断する。

### 1. 匿名化・モザイク処理について

本件放送による申立人に対する権利侵害の有無を検討するに先立って、前提論点として、匿名化・モザイク処理が権利侵害の判断に影響を与えるか否か、個人等の特定に関する問題を検討する。

本件放送において、申立人の氏名及びペットサロンの名称ほか固有名詞は匿名化され、かつ、建物外観の映像はモザイク処理されていた。そのため、本件放送を視聴した一般の視聴者の多くは、直ちに申立人やペットサロンを特定することができなかつたと考えられる。

その一方で、本件放送は、「北九州市」所在のペットサロンであり、動物専門学校（ただし、申立人が経営する学校は、学校教育法に基づく「専門学校」には当たらない）が併設されていることを明らかにしていた。このような専門学校併設のペットサロンは特徴的であり、北九州市内という範囲が示されれば、容易に特定の事業者を絞り込むことができる。加えて、モザイク処理がされていたとはいえ、建物外観の特徴はある程度把握可能であり、女性が経営しているといった情報などを併せると、当該ペットサロンを特定することは容易であると言える。特に、ペットサロンが商圈とする範囲内（地元）の視聴者であれば、なおさら容易に特定が可能と考えられる。

また、日本テレビが本件放送をするに至った、そもそもの端緒は、SNS上で、「ペットサロンに預けた、元気だった愛犬が急死した」旨の飼い主の投稿・告発がSNS上で拡散し、いわゆる「炎上」の状態になっていたことであった。これを覚知した本件放送の担当ディレクター（以下「担当ディレクター」という）は、既に拡散していたインターネット上の情報から、本件のペットサロン及び申立人を容易に特定できて、現に、速やかに、飼い主のみならず、本件の犬の死亡に直接関与していない本件の動物専門学校の卒業生と接触・取材し、本件放送への出演を取り付けるに至っていた。この経緯からすれば、本件放送を視聴して内容に関心を抱いた視聴者も、その当時、インターネットで検索することによって、申立人の氏名やペットサロンの名称を容易に特定し得たものと認められる（本件放送中でも、本件についてSNS上で情報提供がなされている旨の紹介もされていた）。

したがって、本件放送における匿名化・モザイク処理によって、「実名での放送と

比較すれば、申立人に対する一定の配慮はしており、申立人に生じる不利益を軽減した」との評価は可能であるが、「匿名化処理により、申立人及びペットサロンが特定不能であるから、名誉毀損等の人権侵害は生じ得ない」とまでの実質は認められない。

## 2. 本件放送による社会的評価の低下について

### (1) はじめに

本件放送のうち、名誉毀損の判断対象となる事実・表現（本件放送による、申立人の社会的評価を低下させるような事実摘示部分）は何か。

本件放送のうち申立人に言及する内容は多岐にわたり、申立人が本件放送の問題として指摘する内容も多岐にわたるため、本決定において申立人の名誉権を侵害する可能性がある表現として検討対象とする内容をまず整理する。

この点、申立人が提出した申立書・反論書及びヒアリング結果から、申立人が本件放送の問題点と捉えている内容は、最終的には、「申立人が預かっていた犬を虐待死させた」という点であると考えられる。

また、これと関連して、「申立人に、日常的に、やりすぎのしつけ・行き過ぎたトリミングなどがあった」こと、そうした申立人の手法に対する従業員らの異論を許さない態度や運営を紹介・放送したことについても、問題として捉えていると考えられる。

### (2) 犬の死亡当日の「虐待」について

このうち、まず、「申立人が預かっていた犬を虐待死させた」という点について、日本テレビは、「本件放送中で『虐待があった』と断定はしていないが、虐待的な行為があったことは本件放送中で提示しているし、また、現にそのような行為があったと認識している」といった旨、主張した。

そこで、本件放送が、「虐待があった」との事実を摘示する内容であったか否か、検討する。なお、申立人が主張する「虐待死」の語は、「虐待」＋「これによる死亡（因果関係）」の2点を含意する語であるので、以下、「虐待」の点と「これによる死亡（因果関係）」の点とを別に論ずることとする。

さて、本件放送は、冒頭、リポーターの「ペットサロンで虐待の疑いです」との導入から始まった。

また、本件放送中、画面右上部分に「愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」とのサイドスーパーが表示されている時間が数分程度あり、加えて、飼い主による説明を紹介する中で、「学生は虐待があったことは教えてくれた」、「学生たちアダム（死亡した犬の名前）のシャンプー中『虐待あった』」とのテロップも表示



された。

さらに、飼い主と申立人の主張の違いのまとめとして、それぞれ、飼い主については「事故死ではないと思っている 虐待があったのでは？」とし、申立人については「飼い主に見せられないこともやっているが“しつけ”のためで事故死」として、画面上に文字で提示した（ただし、ここで申立人の主張として掲げられた内容は、申立人に対する直接の取材が実現しない中、飼い主が申立人から説明を受けた内容を掲記したものである）。

また、本件放送後半の司会者や番組コメンテーターの発言に「虐待」の語は含まれていないものの、本件放送が内容とする事実関係が正しいことを前提とする、ほぼ一方的に申立人を非難する論調での発言が相次いでいる。

このように、本件放送冒頭から、本件放送の相当部分で「虐待」の言葉や文字が繰り返されており、確かに日本テレビの見解として明確に「虐待があった」と断言こそしていない（「疑い」「？」といった修辞を付すなどしている）ものの、一般的な視聴者は、本件放送が「申立人が預かっていた犬を虐待した」との事実を放送したと理解すると考えられる。

ここで言う「虐待」の、具体的な内容として摘示された内容は、犬の死亡当日、犬の首輪を手すり（シンクの金具）に付けた状態で、シンク内に伏せをさせて、「約2時間にわたり（犬を）押さえつけながらシャンプー」したこと、犬の頭にシャワーを繰り返しかけたこと、犬が気を失ったこと等である。

なお、本件放送のスタジオトーク中で、司会者からの質問に答えて、番組リポーターが、シャワーが「冷たかった」と回答するくだりが存在する。

以上のような、「申立人が預かっていた犬を虐待した」との各事実摘示は、申立人の社会的評価を低下させるものと認められる。

### (3) 虐待による死亡（因果関係）について

本件放送では、申立人がシャンプーした直後に犬が死亡したと伝え、テロップでは「シャンプー後急死」といった表現を用いている。

日本テレビは、本件事案の審理の中で、本件放送の時点ではシャンプー行為が犬の死因であったか否かのエビデンスが得られていなかったため、シャンプー行為により（申立人の行為により）犬が死亡したという因果関係は、意識的に、本件放送の内容から排除したといった説明をしている。

確かに、本件放送ではシャンプー行為による死亡であるという因果が明示はされていないと言える。もっとも、他方で、獣医師の「病気ではないと思う」といった説明もあり、一般の視聴者は、シャンプー行為が犬の死亡の原因になった、あるいは、少なくともその可能性が高いといった認識をするものと考えられる。

申立人によるシャンプー行為が犬の死亡の原因となった、あるいは、少なくともその可能性が高い、との事実摘示は、申立人の社会的評価を低下させるものと認められる。

(4) 犬の死亡事案発生前からの問題の指摘について

本件放送には、犬の死亡事案発生前からの問題として、「申立人に、日常的に、やりすぎのしつけ・行き過ぎたトリミングなどがあった」との事実、そのことに対する従業員らの異論を許さない申立人の態度や運営といった内容の摘示がなされていると考えられる。

これら事実摘示も、申立人の社会的評価を一定程度低下させ得るものと認められる。

(5) 小括

したがって、本件放送は、申立人の社会的評価を低下させる内容であったと判断される。

### 3. 本件放送による名誉毀損の成否について

(1) 免責事由が認められるかの検討

本件放送は、上記2のとおり、申立人の社会的評価を低下させる内容であった。そこで、次に、本件放送に免責事由が認められるかどうか、いわゆる真実性の抗弁または相当性の抗弁が認められるか否かを検討する。

すなわち、放送内容等が、個人の社会的評価を低下させる事実摘示に当たると認められる場合でも、当該表現内容が、①公共の利害に関する事実を対象として（公共性）、②もっぱら公益的な目的でなされ（公益目的性）、かつ、③摘示された事実の主要部分が真実と認められ（真実性）、又は、仮に、真実と認められないとしても、真実と信ずるについて相当の理由があったとき（相当性）は名誉毀損は成立しないこととなるため、以下、各要件について検討する。

(2) 公共性及び公益目的性について

この点、本件放送は、公共性及び公益目的性の各要件については、ペットは家族の一員であるとする社会的認識が一般化し、ペットの飼育環境に関する関心が高まる中、ペットサロンに預けた健康体の犬が急死するという社会的関心を集めるテーマを取り上げるものであること、関係者に対する取材に基づいてその原因・背景について広く報じようとする内容であることから、各要件を充足すると判断される。

### (3) 真実性・相当性について

ア 上記2における検討に基づいて、真実性・相当性判断の対象事実を以下のとおり整理する。

#### ① 「申立人が預かっていた犬を虐待した」との事実。

その際、「虐待」に関する具体的な行為として、以下の各事実を対象事実と捉える（ただし、「虐待」の中核となるのは、以下の各事実のうち、有形力を伴う2.の事実であると考えられる）。

1. 申立人が従業員らに対して、「シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない、しつけなんだよ」と言ったこと。
2. 犬の首輪を手すりに付けた状態で、シンク内に伏せをさせて、「約2時間にわたり（犬を）押さえつけながらシャンプー」したこと。その際、犬の頭に、シャワーを繰り返し掛けたこと（また、シャワーの水が冷たかったこと）。
3. 申立人が気を失った犬に対して、「やっと諦めたか、観念したか」と言ったこと。

#### ② 虐待的な行為（シャンプー行為）の結果として、犬が死亡したこと（因果関係）。なお、因果関係が肯定された場合には、（シャンプー行為が原因となって）「犬が死亡した」という事実それ自体が、上記①2.と併せて「虐待」を構成する中核的な事実に含まれることとなる。

#### ③ 以前から、日常的に、申立人による、やりすぎのしつけ・行き過ぎたトリミングなどがあったこと。また、そうしたやりすぎのしつけ等に対して従業員らが異論を述べることを許さないような申立人の態度や運営があったこと。その現れとして、申立人が専門学校の学生に対して、「私のやり方についてこれなければ辞めてもいい」などと言うことがあったこと、及び、申立人が従業員に対して、「私は神だ」などと言うことがあったこと。

イ まず、上記①について検討する。

当委員会が申立人のヒアリング時に確認した申立人自身の認識は、概要、次のとおりである。

#### i 犬に対するシャンプー行為が始まった際、申立人はその場にはいなかった。

1 1時30分頃、大きな音がしたので様子を見に行くと、従業員が興奮した犬を押さえていた。学生の1人も一緒に押さえるなどしていた（なお、申立人は、その後の経緯も含めて、犬を押さえる作業を分担したことはなかった）。

- ii その際、申立人が従業員らに対して、「シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない、しつげなんだよ」と言った事実はない。
- iii 犬が落ち着いたタイミングで、申立人がシャワーでお湯を掛けた。すると、犬が興奮して手すりに付けた首輪を外して立ち上がるので、再度落ち着かせ、落ち着いたらまたお湯を掛けるということを何度か繰り返した。シャワーの設定温度は37度か38度であった。
- iv 申立人は、犬が首輪を外した際、何度か首輪の装着をした。従業員も首輪の装着をした。
- v あるとき、申立人が首輪を外したら、犬がハッと我に返って落ち着いたので、申立人は立ち去った。正午頃だったと思う。「やっと諦めたか、観念したか」とは言っていない。「もう大丈夫、私がいなくても洗えるね」と言った。
- vi その後は、大きな物音はしなかった。申立人が、12時30分か40分頃にその場に戻ったら、犬がぐったりしていたので、ボックスのドライヤーに連れて行って休ませた。14時頃、獣医師に連れて行った。
- vii 犬の死亡の原因は、診断書のとおり、胸部に対して強く圧がかかってしまったことであると思う。

したがって、上記①2. 記載の対象事実のうち、犬の首輪を手すりに付けた状態で、シンク内に伏せをさせて、シャンプーをしようとしていた（頭からシャワーを掛けた）事実、犬がこれを嫌がって立ち上がろうとしたり首輪はずそうとしたりしたため、その作業を何度も繰り返した事実については、申立人も認めており、争いはない。かつ、申立人は、これら行為のそれぞれにつき、従業員及び学生のみならず、申立人も自らの手で行った事実を認めている。また、申立人は、この間、従業員及び学生が興奮した犬を強く押さえていた事実を認めている（ただし、前述のとおり、申立人自身は犬を押さえる作業を行っておらず、本件放送も申立人が自らの手で犬を押さえていたとの内容は含んでいなかった）。

他方、申立人の反論の内容として、シャンプー行為は1時間以上行われていたが2時間まではなかった（ただし、いつ開始されたかは知らない）、自分がその場に行く前に犬が暴れていたので手伝った経緯であった、申立人がシャンプー行為に加わっていた時間は30分程度であった、上記①1.「シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない、しつげなんだよ」及び①3.「やっと諦めたか、観念したか」の各発言はしなかった、といった点が挙げられる。

これら申立人の反論に対して、日本テレビは、申立人と一緒にシャンプー行為を行った学生2名から、「申立人が、犬の顔にお湯をかけ続けていた。全部で2時間くらい。伏せをさせようとして押さえても嫌がって、何回も何回も犬がシン

クの中でひっくり返って痙攣していた」旨の一致した取材結果が得られたことを説明し、その他、放送内容の全般について、ペットサロン店長を含む従業員等から矛盾のない取材結果が得られたことを具体的に説明している。

加えて、本件に関し、飼い主が、犬のシャンプーを行った学生2名から犬の死亡当日に経緯を聴き取った際の音声データが存在し、取材時に担当ディレクターが飼い主からその提供を受けて内容を確認したとされる。当該音声データは当委員会に資料提出されていないものの、担当ディレクターのヒアリング結果等から、当該音声データは各関係者からの取材結果と整合し、これを裏付ける内容であったものと窺われた。

これら日本テレビによる詳細な取材経緯の説明に格別不審な点はなく、これら複数の関係者に対する取材結果が概ね一致していたとの取材者の認識を否定すべき事情は特段見当たらない。

申立人は、取材に応じた複数の関係者らの間で口裏合わせがあったのではないかといった疑念を表明しているが、どの事実関係についていかなる真実に反する口裏合わせがあったとするのか申立人の主張は明確でなく、関係者の取材結果に具体的に不自然・不合理な部分があるとの指摘も特段されていない。また、少なくとも、犬の死亡当日に飼い主が学生らに事情を聴取した際の録音に関しては、あらかじめ口裏合わせを行うことは困難であったと判断される。加えて、特に、「シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない、しつけなんだよ」との発言内容については、申立人がヒアリング時にも語った、ペットのしつけに関する申立人本人の信念に沿った内容であることからすれば、こうした発言がなされることも自然であったと認められる（少なくとも、同日のシャンプー行為における手順・方法は、日頃からの申立人の指導に反する方法ではなかったものと認められる）。

また、シャンプーに要した時間が「約2時間」までの長時間にはわたっていないとの反論について、申立人は、11時30分頃に気づいたときにはシャンプーが開始されていたと述べており、かつ、犬を病院に搬送した時刻が14時頃であったことは申立人を含む関係者の認識が一致している。シャンプー終了後、犬の容態を観察していた時間帯があることを考慮しても、シャンプーに要した時間を「約2時間」と表現したことに大きな齟齬はないとの評価も可能である。

以上により、日本テレビが、本件放送に際して、取材結果に基づき、上記①に掲記した各具体的事実があると信じたことにつき、少なくとも、相当の理由があったものと判断される。

なお、前述のとおり、シャワーが「冷たかった」との番組リポーターの発言があったが、実際にはシャワーはお湯であり、この発言は事実と反していた（日本

テレビも、これが事実と反していたことを認めている)。本件放送において、シャワーが「冷たかった」ことを強く非難するようなトークは展開されなかったが、シャワーが「冷たかった」ことは、視聴者にネガティブな情報と捉えられたと考えられる。そうではあるが、本件事案についての法的評価としては、シャワーが「冷たかった」という点の誤報の一事をもって、上記の結論が覆されるには至らないものと判断する。

#### ウ 上記②について

犬の死亡当日、シャンプーの際に強く押さえつけたこと等の行為が原因で犬が死亡したという事実（因果関係）については、申立人も特に争っておらず、かつ、本件放送後に獣医師が発行した診断書による裏付けが得られており、真実として認められる。

上記①及び②に関する検討結果を合わせれば、「申立人が預かっていた犬を虐待した」との事実について、少なくとも、真実と信ずるについて相当の理由があったものと認められる。

この点、申立人は、犬の死亡は、あくまで「事故」であって、「虐待」ではないと主張している。しかしながら、数時間前まで何の疾病もなく元気であった犬が死亡する原因となる程に強く押さえつけて、犬の死亡という結果が生じた、しかも、それが一般的には死亡の恐れがある危険行為とは捉えられないシャンプー作業によって生じた、という事実関係からすれば、行為者の意図や主観がどうあれ、これを「虐待」とみなして、「虐待があった」と事実摘示することは、少なくとも「虐待」の語義の範疇を逸脱するものとは解されない。

#### エ 上記③について

上記①と同様、複数の関係者に対する取材結果から、日本テレビがこれらの事実があると信じたことについて、少なくとも、相当の理由があったと認められる。

付言すれば、上記③のうち、申立人の「私は神だ」といった趣旨の発言に関しては、申立人はこれを否定しているものの、本件放送中で、取材を受けたペットサロン店長が、自分の体験として、そうした発言を聞いたことを直接語っている。

加えて、取材を受けたペットサロン及び専門学校関係者たちが問題視したような、ペットに対する強度のしつけ行為それ自体については、申立人が、これこそ正しいしつけであるとの信念に基づいて行ってきた手法であり、かつ、ヒアリングにおいて、こうした申立人の手法を「厳しすぎる」と感じて抵抗するスタッ

フや学生たちが複数存在した事実を申立人自ら説明し、認めているところである。

犬の死亡当日のシャンプー行為も、こうした申立人の日頃からの方針・指導に従って行われたものと認められ、これに携わった学生2人は、申立人から犬に対する「虐待があった」と感じて、日本テレビの取材にそうした説明を行ったと考えられる。

#### オ 小括

以上から、本件放送における、申立人の社会的評価を低下させる事実摘示の内容は、その主要部分について、少なくとも、日本テレビがこれを真実と判断したことが相当と認められる程度の取材結果が得られていたものと認められる。

#### (4) 人権侵害がなかったこと

よって、本件放送内容については免責事由が認められ、本件放送は、申立人に対する人権侵害に当たらない。

### 4. 放送倫理上の問題点の検討

#### (1) 問題の所在

本件放送は、申立人及び申立人が経営するペットサロン・専門学校について重大な問題点の指摘を行う内容であったが、日本テレビは、本件放送までに申立人本人に直接接触して申立人の言い分を取材し得ないまま、放送に踏み切っていることから、放送倫理上の問題がなかったか、検討を要する。

この点、当委員会は、これまでも、再三、取材・報道に当たっては、原則として、報道対象者に報道の意図を明らかにしてその弁明を聞くことが必要であると指摘してきたところである（委員会決定第37号「群馬・行政書士会幹部不起訴報道」、委員会決定第51号「大阪市長選関連報道への申立て」等）。

#### (2) 取材経緯

前提として、本件放送に至る取材経緯・時系列を概観する。

なお、本件放送の取材（関係者に対するインタビュー）は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、すべてリモート取材で実施されていた。

本件放送の担当ディレクターは、2021年1月26日にSNS投稿を見て、犬の死亡事案があったことを知り、飼い主と接触した。担当ディレクターは、飼い主を取材するとともに、飼い主が犬のシャンプーを行った専門学校の学生2名

から経緯を聴き取った際の音声データの提供を受けてその内容を確認した。同日、ペットサロン店長に取材を申し込んだ（取材は27日に実施された）。

同月27日、担当ディレクターは、申立人本人への取材を専門学校に申し入れたが、「不在」「連絡が取れない」との回答を受けたため、折り返しの連絡を依頼した。同日、昼から夕刻までの間に、担当ディレクター単独で1回、担当ディレクター及び番組リポーターが揃ったところから1回、申立人の携帯電話に連絡したが、申立人はいずれも電話を取らなかった。なお、ヒアリング時の申立人の説明によれば、当時、飼い主がSNS上で犬の死亡について情報を拡散していた影響により、クレーム等の電話が多数かかってくる状況であったため、申立人は、登録のない電話番号からの電話は取らないようにしていたとの事情があった。

その数時間後、同日（27日）の深夜から28日未明にかけて、専門学校のホームページに申立人による謝罪コメントが掲載され、日本テレビはこれを覚知した。また、本件放送までの間、同ホームページがさらに更新されていないか、確認を続けた。

日本テレビは、27日の夜から28日の早朝にかけて、放送内容を決定するため2度の会議を開催して、その中で、申立人に取材を拒否されたものと判断した上、申立人の謝罪コメント掲載により、申立人の本件に対する見解が示されたものとして、当該謝罪コメントを本件放送中で紹介することをもって、申立人に対する直接の取材をしなくても、本件放送を行うことに問題はないと判断した。

28日朝、本件放送に至った。

### （3）申立人が取材を拒否したとの日本テレビの判断について

以上の取材経緯を見たとき、申立人に取材を拒否された、との日本テレビの判断は妥当だったと言えるか、検討する。

この点、日本テレビから申立人に対する取材の申入れを初めて行ったのが27日のことであり、本件放送が行われたのが翌28日の朝であったことからすれば、申立人の取材の諾否を待っていた時間は、実質的には27日の午後半日程度しかなかったと言える。この間、申立人から、取材を断る旨の明示的な意思表示は受けていなかった。

上記のとおり、担当ディレクターは、まずは専門学校に取材を申し入れたが、その時点では「連絡が取れない」と返事を受け、その後、第三者から電話番号の教示を受けて、申立人の携帯電話に2度電話をかけたとしているが、一般論として、一方的に電話をかけて不在着信を残すだけでは、対象者に取材に応じる機会を十分に保障したとは評価できない。また、この間、申立人から取材を拒否する意思表示があったわけではない。



以上からすれば、申立人が取材の諾否を判断し、応答するまでの時間的余裕が十分に与えられていたと言い難いことを考慮すると、未だ「申立人が取材に応じる意思がない」と客観的に判断できる状況には至っていなかったと評価すべきであり、日本テレビの判断は、いささか拙速であったと委員会は考える。

(4) 申立人に対する直接取材なく本件放送を行った判断について

ア 取材・放送に当たっては、対象となる人物に番組意図を明らかにしてその弁明を聞くことが原則であるが、例外が許されないものとは言えない。

放送・報道に関する一般論として、事件や事故について報じる場合に速報性も重要な要素の一つであることは否定されず、対象者が直接取材に応じるまでの間は一切放送・報道できないとの結論も妥当でないことは明らかである。

例えば、真摯な申入れをしたが接触できない、応じてもらえない場合、適切な代替措置が講じられた場合（当事者が当該対象事実について公表したプレスリリース等の掲載や、その他の方法による本人主張・反論の十分な紹介）、緊急性がある場合、本人に対する取材が実現せずとも確度の高い取材ができている場合などは、これら内容を含めた諸事情を総合考慮して、本人取材を不要とする余地があると解される。

イ そこで、本件について検討すると、上記のとおり、本件では、申立人に対する直接の取材が実現しておらず、その際、申立人に対する取材の申入れをしてから放送まで、申立人が応答するための時間的余裕が十分に与えられていたとは言いが難かった。

本件の犬の死亡事案は、本件放送の段階では、あくまで申立人側と飼い主との間の紛争にとどまっていた。このため、警察発表に基づいて犯罪報道がなされるようなケースとは異なり（警察発表があっても慎重を要する場合があるが）、民事紛争の対立当事者である飼い主の言い分をベースとした放送を行うことには慎重な検討が必要であった。

日本テレビは、ヒアリングの際、本件放送が行われた1月28日にどうしても放送したいといった格別の事情はなかったとも説明しており、そうであれば、申立人から、直接、取材の諾否について確答を得てから放送するという判断もあり得たと考えられる。

ウ 他方、日本テレビが27日、専門学校に申立人への取材申入れをしていた事実があり、さらに、申立人の携帯電話に2度電話をかけていた。また、本件放送は、決して飼い主の一方的主張のみに依拠して構成された放送ではなく、ペッ

トサロン店長や、申立人と共に犬のシャンプーを行った（したがって、自らも死亡に関与した者として非難を受け得る立場にある）従業員及び学生2名に対する取材ができており、犬の死亡当日の飼い主と学生2名との会話の録音の提供を受けていた。本件放送については、短期間の取材ではあったが、飼い主にとどまらず、ペットサロン・専門学校関係者ら5名に対する、詳細で、当事者による迫真的な告白を含む取材がなされており、確度の高い取材ができているとの日本テレビの判断それ自体は肯定できる。こうした取材内容から、本件放送の内容の主要部分について、少なくとも相当性が認められる事案であることは前述のとおりである。

エ これに加えて、申立人が専門学校のホームページに掲載した謝罪コメントを本件放送中でほぼ全文紹介したことは、申立人の言い分の紹介として、一定の意義はあると認められる。

他方、当該謝罪コメントは、本件放送内容全体に対する申立人の主張を示すものとはなっておらず、本人に対する直接取材と同視し得る、これを全面的に代替するものともまで評価できない点、留意が必要である。

オ また、前述のとおり、本件放送内で、「飼い主に見せられないこともやっているが“しつけ”のためで事故死」との申立人の主張が紹介されていたが、これは飼い主からの説明を通じた情報であった。

カ 日本テレビに対するヒアリングを通じて、日本テレビが、ペットサロン・専門学校関係者らに対する取材によって十分に事実確認ができたとして、取材内容に自信を持って本件放送に踏み切った様子が窺われた。

しかしながら、本件放送が、「シャンプー行為に起因して、犬が死亡した」との事実に加えて、ペットのしつけに関する申立人の信念に対する批判も含む、申立人の社会的評価を低下させる内容であったからには、本来、申立人に対する直接取材が要請される事案であり、申立人本人の言い分を放送内容に反映するか否かの検討の機会を確保すべく、当日の放送を見送ってでも、もう一歩の努力がなされることが望ましかった。委員会は、日本テレビに対し、対象者に対する直接取材の重要性をあらためて認識して今後の番組制作に当たることを要望する。

#### (5) 放送倫理に関する結論

その上で、委員会は、本件については、申立人に対して複数回の取材のアプローチを行っていたこと、飼い主にとどまらず、複数のペットサロン・専門学校関係者

らから迫真的な告白を含む確度の高い取材ができていたこと、申立人が専門学校のホームページに掲載した謝罪コメントを本件放送中で紹介したこと等を総合的に評価すると、本件において申立人に対する直接取材が実現しなかったことをもって、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと判断する。

### Ⅲ. 結論

以上のとおり、委員会は、本件放送には人権侵害は認められず、また、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと判断する。

ただし、本事案が、直接取材を実現すべくもう一步の努力がなされることが望ましい事案であったことを踏まえて、委員会は、日本テレビに対し、対象者に対する直接取材の重要性をあらためて認識して今後の番組制作に当たることを要望する。

なお本決定には、二関辰郎委員長代行、國森康弘委員、斉藤とも子委員より少数意見がある。

## 少数意見

### 1. はじめに

多数意見は、申立人に対する直接取材なしに日本テレビが本件放送を行ったことについて、放送倫理上の問題はないと結論づけた。しかし、本件放送は、ペットサロンの女性経営者である申立人をことさらに悪く描くもので、同人によるペットサロン経営等に重大な不利益を及ぼすことが容易に予想できる内容である。しかも、日本テレビは、特に急ぐ事情もないのに、本人に対する直接取材なしに、他の取材を行った翌朝に本件放送を行った。これらを踏まえると、本件放送に放送倫理上の問題なしとすることはできないと考える。

以下では、本件放送が申立人をどのように描いたかを振り返ったうえで、放送倫理の観点から、本人取材をしなかったことを正当化する事情が本件にあったとは言えないことについて論じる。

### 2. 本件放送は申立人をどのように描いたか

それまで元気だったイヌが、シャンプー行為によって死に至ることは通常考えられない。しかし、そのような痛ましいことが本件では起こった。本件放送は、この件について約19分間にもわたって伝えるものである。

本件放送は、預かったイヌを申立人がシャンプーし、その際に押さえつけて手すりに首輪をつないで頭からシャワーをかける行為を繰り返し、イヌが一瞬気を失い放心状態になると、「やっと諦めたか、観念したか」と発言したことなどを、その場にいた従業員によるインタビュー結果を用いるなどして伝えている。そのシャンプーの後、元気だったイヌが急死した。

さらに本件放送は、イヌの首輪を手すりに直接繋いでおとなしくさせるのが普段からの申立人のやり方であったと紹介する。そのような取り扱いによりイヌが暴れるのを見てかわいそうに思った従業員が、申立人に対してやめた方が良いのではと進言する。それに対し、申立人は、自分のやり方に対する批判を許さないという趣旨の発言をヒステリックに行うとともに、「私は神だ」といった発言をしたエピソードが、従業員のインタビュー結果として紹介される。

本件放送後半のスタジオでのやりとりでは、申立人の行為について「相当行き過ぎ」「ちょっと考えられない」「信じられない」などと強く非難するコメントが続く。

また、本件で取材に応じた従業員の動機の説明として、「こういったペットサロンが世に存在してはいけないんだと、なんとか勇気を持って振り絞って話そうと取材に応じてくれている」とリポーターが発言している。働いている当の従業員が、世の中に存在してはいけないと考えているようなペットサロンは、存続すべきではないと一般視聴者も受け止めるであろう。また、「全部のペットサロンがそうじゃない…ほとんどのところがちゃんとやっていると思う」というスタジオ発言がある。申立人の経営するペットサロンは「ちゃんとやっていない」ことが一般視聴者に印象づけられている。さらに、申立人が本件を「事故」と説明していることについて、『「事故、事故」と言いますけど何ゆえに事故なのか、私自身も聞いてみたい」とリポーターが発言する。本件は不慮の「事故」などではなく「事件」ではないか、という視点が示されている。

一般論として、群れ社会での上下関係を重視するイヌの特性に照らし、厳しい「しつけ」がイヌの場合には重要とする考えがある。本件放送は、申立人がそのような考えの持ち主で、申立人のような厳しい「しつけ」も重要だが、今回そのような厳しい「しつけ」が裏目に出た、などと描くものではない。むしろ本件放送は、「しつけ」と称して（つまり、実際は「しつけ」などではなく）、虐待の疑いをかけられても仕方がない行為を申立人が日頃からしており、今回のイヌの死という結果が生じたのも「事故」ではなく「事件」と位置づけている。申立人は、普段から「私は神だ」などというエキセントリックな発言をし、シャンプー当日にイヌがぐったりした場面でも、通常であれば心配して然るべき状況なのに、「やっとなめてたか、観念したか」と発言するなど、イヌをケアすべき立場とはおよそ相容れない言動を行った人物として描かれている。

さらに、本件放送では、本件に適用される可能性のある法律の一つとして動物愛護法に触れ、「動物を痛めつける意図があれば動物愛護法が適用され懲役5年以下または500万円以下の罰金」と紹介している。本件放送は、いかなる意味で「虐待」という言葉を用いているかを特に明確にしていないものの、「動物を痛めつける意図」が申立人にあった可能性を排除しない形で「虐待」という言葉を用いている。

以上のように、本件放送は、申立人のようなイヌに対する厳しい取り扱いも一理あるなどと申立人の立場に理解を示すものではない。ペットサロン経営者としてあってはならない不適切な方法で動物を扱う人物として申立人を描き、申立人の社会的評価を著しく低下させるものである。

### 3. そのような人物として申立人を描きつつ取材をしないことを正当化できるか

多数意見も指摘するとおり、当委員会は、これまで取材・報道に当たっては、原

則として報道対象者に報道の意図を明らかにしてその弁明を聞くことが必要であると指摘してきた。また当委員会は、私人間の紛争をとりあげて問題提起をするに当たっては、「充分双方の事情・言い分を取材し、視聴者に当該問題の社会的背景を理解できるような奥行きのある取材と検証が必要である」(委員会決定第26号「喫茶店廃業報道」)、「対立する一方からの情報提供に対しては、他の一方についても十分な情報を入手し、トラブル当事者の相互関係を的確に把握した上で、両者対等の立場から取材に入ることが、特に私人間の場合は重要である。やむを得ず一方からのみの情報に基づいて取材に入る場合には最終的に相手方に対する取材とその言い分を取り入れるなど、十分なフォローが必要である」(委員会決定第11号「隣人トラブル報道」、委員会決定第59号「ストーカー事件映像に関する申立て」)と指摘してきた。さらに、本件のようなニュース報道ではない情報番組であっても、実在する人物の社会的評価を低下させる内容を伝える以上、放送局は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない(前掲委員会決定第59号参照)。

もちろん、本人取材の要請あるいは紛争の双方当事者からの取材要請はあくまでも原則であり、例外を一切認めないわけではない。この点では、多数意見が例外に当たる場合を判断するための考慮要素として挙げている事項が参考に値する。しかし、そこで多数意見が明示していない要素ないし項目として重要なのは、対象となる放送が、取材すべきであった対象者をどのように描いたかという放送の内容である。放送によって取材対象者に与える悪影響ないし不利益が大きいと予想される場合ほど、その者を取材すべき要請は強く働くというべきである。したがって、放送内容がどのように取材対象者を描いたか、という点も判断要素として考慮する必要がある。

この点、本件放送は、上記2で述べたように、申立人の社会的評価を著しく低下させる内容である。本件放送のような内容の放送がなされれば、それを視聴したペットの飼い主らは、申立人が経営するペットサロンにペットを預けたいとは思わないであろう。本件放送によって取材対象者たる申立人に与える不利益がきわめて大きいことは、日本テレビとして容易に予想することができた。

では本件で、日本テレビが、申立人を取材しないことを正当化できる事由があるか。

多数意見が指摘するとおり、日本テレビは、本件放送の前日に申立人にコンタクトしようとした。担当ディレクターが、専門学校を通じて連絡を取ろうとしたものの、「(申立人に)連絡が取れない」という返事を受け、不在着信(誰からの電話かが不明なもの)を申立人の携帯電話に2度残しただけであった。これらの事情からは、申立人が取材に応じる意思がないと客観的に判断できる状況に至っていたと

は言えない。この点は、多数意見が指摘するとおりである。

さらに、多数意見が指摘するとおり、日本テレビが申立人による取材の諾否を待っていた時間は、実質的には2021年1月27日午後の半日程度しかなかった。本件放送は、内容的に一日二日を争って放送すべきものとは考え難い。現に日本テレビも、取材翌日の1月28日にどうしても放送したい格別の事情があったわけではないことを認めている。

本件では以上のような事情があったにもかかわらず、多数意見は、日本テレビが申立人を取材しなかったことについて、本人への接触を試みようとしたことに加えて、主に次の2点の事情を踏まえて放送倫理上問題がないと判断したと考えられる。それらの事情ゆえに日本テレビが申立人を取材しなかったことを正当化できるであろうか。以下、分けて検討する。

#### (1) 他の取材ゆえに本人取材の省略を正当化できるか

多数意見は、日本テレビが、飼い主の一方的主張のみに依拠しているのではなく、ペットサロン店長や、申立人とともにシャンプーを行った従業員及び専門学校の学生2名に対する取材をしていたことなどを指摘して、確度の高い取材ができているとの日本テレビの判断それ自体は首肯できるとする。

たしかに、本件では、複数の関係者から、自己が直接経験したことに関する迫真的な告白を含む取材がなされていることが窺える。

名誉毀損の免責事由である相当性の判断にあたっては、名誉毀損の成否が問題となる行為時における行為者の認識内容が問題となる（最高裁2002年1月29日判決「ロス疑惑北海道新聞社報道事件」）。本件で言えば、本件放送時に日本テレビが知っていた事情が判断のベースになる。日本テレビは本件放送に先立って申立人に取材をしていなかったため、後述するシャンプー当日に関する申立人の説明内容（それは、従業員らによる説明の信憑性に疑問を投げかけ得るものである）を知らなかった。それゆえ、日本テレビが確度の高い取材ができていると判断したことの当否を名誉毀損の成否との関係で評価するにあたっては、申立人による説明内容をいったん脇におくことになろう。その結果、免責事由としての相当性の充足を根拠として本件で名誉毀損は成立しないと多数意見の結論は、ぎりぎり是認することができよう（なお、多数意見は名誉毀損の成否を判断する過程で申立人の説明を考慮しているので、その段階では申立人の説明を考慮しない少数意見の考え方とは検討のプロセスは異なることになる）。

しかし、放送倫理上の問題があるか否かを判断する際に、同じ判断枠組みを用い、申立人がどのように説明しているのかを考慮しないのは妥当ではないであろう。実

際に取材を試みなければわからないことは多々あり、それゆえ取材は大切だという考えが、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための基本中の基本だからである。放送倫理が、「理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするため」(放送倫理基本綱領)に放送局に向けられた高度な規範であることも踏まえると、本件において本人取材をしなかったことを、放送倫理の関連でも問題がないと結論づけるのは妥当ではない。また、取材をしていれば知り得た事情(それまでの取材結果の確度に疑問を投げかけ得る内容)を取材の欠如ゆえに知らなかったことが、放送局に結果的に有利に働くことにもなりかねない。そうになると、本来行うべき基本的な取材でも、行わない方がむしろ良い場合もあるという誤ったメッセージを放送局に発することにならないか危惧される。

当委員会の手続において、申立人は、シャンプー当日の様子について、次のように述べている。すなわち、申立人が、専門学校に新しく来た学生に説明をしていたところ、(シャンプーをしている)別の部屋から大きな音がしたので様子を見に行っていたが、しばらくしてイヌが落ち着いたのでまたシャンプーの現場を離れた、その際にシャンプーの場に自分が立ち会った時間はだいたい20分間であった。また、ヒアリングにおいて申立人は、現場にいた従業員が、イヌの胸部を強く押し過ぎたとして、後から申立人に謝罪に来たとも述べている。仮に申立人の説明が正しいとすれば、申立人以外の者による行為が原因でイヌが死に至った可能性が高いことになる。

日本テレビは複数の関係者から取材ができていたとはいえ、いずれの関係者もシャンプー当日現場にいた者である。これらの取材対象者は、通常であれば起こらないシャンプーによるペットの死という結果が生じたことに関する責任を、他者に転嫁したい動機を有している立場にあった可能性もないとは言えない。

日本テレビが取材することができた関係者のこのような立場性、すなわち純然たる第三者とは言えないことは、日本テレビも放送前に認識可能であった。そのことに加え、上述した取材の一般的な重要性や、申立人が上述したような説明の機会を付与されないまま本件放送に至ったこと、本件の事実関係について複数の関係者に取材しているとはいえ、基本的に飼い主からの情報提供ないし紹介を通じた取材であるなど、もとは一つの情報源から派生した取材にとどまると捉えられることを踏まえるならば、少なくとも放送倫理との関係で、申立人に対する取材の省略を正当化することはできないと考える。

なお、多数意見も申立人による本件に関する説明について検討しているので、ここで簡単に触れておく。多数意見は、たとえば、日本テレビの取材に応じた複数の関係者らの間で口裏合わせがあったのではないかとする申立人の疑念を取り上げ



て、「どの事実関係についていかなる真実に反する口裏合わせがあったとするのか申立人の主張は明確でなく、関係者の取材結果に具体的に不自然・不合理な部分があるとの指摘も特段されていない」と指摘する。ここでの申立人の主張は、要するに取材に応じた関係者らの説明の信用性に疑問を投げかけるものである。それら関係者の説明に信用性があることは、名誉毀損の成否を検討する際にかかわる相当性の要件を支える一事情として、日本テレビが主張立証責任を負う事項のはずである。それにもかかわらず、本件申立てにおいて弁護士による代理もされていない申立人に、厳しい主張責任を負わせる点において、多数意見の上記指摘はバランスを欠いているのではないか。

また、多数意見は、「少なくとも、犬の死亡当日に飼い主が学生らに事情を聴取した際の録音に関しては、あらかじめ口裏合わせを行うことは困難であったと判断される」と結論づけている。しかし、当委員会の限られた手続の中では、当日実際にどのようなことが起こったかを知ることができず、真実は不明と言わざるを得ない。たとえば、死に先立ってイヌがぐったりした段階で、その場にいた関係者（申立人によれば、その場に申立人はいない時間の方が長かった）が、イヌの飼い主にどのように説明したらよいかを相談するなどした可能性もないではない。したがって、多数意見のように、あらかじめ口裏合わせを行うことは困難などと言い切ることはできないはずである。

こういったことからすれば、申立人の説明に関する多数意見の指摘を踏まえても、申立人本人に対する取材の省略を正当化することはできない。

## (2) ホームページの謝罪コメント全文を紹介したことに一定の意義を見出せるか

多数意見は、申立人が専門学校のホームページに掲載した謝罪コメントを本件放送中でほぼ全文掲載したことは、申立人の言い分の紹介として、一定の意義があると積極的に評価している。しかし、専門学校のホームページに掲載されたのは、あくまでも「事故」に関する謝罪にすぎない。しかも、その文言中には、「この事故につきまして、事実と異なる内容が一部のSNS等で拡散されており、お客さまにはご心配をおかけしております」とあり、申立人には、何らかの言い分があることがわかる。このような記述に接した放送局としては、具体的な内容が不明なこの「事実と異なる内容」という文言をそのまま流すことで足りるとするのではなく、それが具体的には何を指すのか、申立人にはどのような言い分があるのかを積極的に取材すべきであった。なお、当委員会でのヒアリング結果からすれば、放送前夜のタイミングに謝罪コメントが掲載されたのは、申立人が弁護士と相談した時期がたまたまその時期だったためであり、日本テレビからの取材依頼を申立人が意識しての

ことではない。

したがって、このホームページの謝罪コメントを全文紹介したからといって、申立人に対する取材の省略が正当化されるものではない。

#### 4. 結論

本件放送は、約19分間にわたって申立人を断罪するもので、申立人の経営するペットサロンや専門学校にも大きな不利益を及ぼすことが容易に予想できる内容である。そもそも、日本テレビによる本件取材の発端は、この件について申立人側の対応を問題視する書き込みがSNSで拡散していたことにあった。そのような状況で、地上波全国放送という影響力の大きい媒体で申立人の批判を放送すれば火に油を注ぐ結果になることは、日本テレビとして容易に見通せたはずである。それゆえ、本件は、申立人に対する本人取材を行うべき要請が強く働く事案であった。しかし、日本テレビは、申立人に対する取材を試みてはいるものの、急ぐ事情がなかったにもかかわらず、実質半日程度しか待たずに本件放送に至っている。放送時点において、申立人が取材を拒否したと日本テレビが判断できるような事情があったとも言えない。

加えて、本件放送後半のスタジオでのやりとりでは、「取材申し込んだんですけど、それは受けてもらえなかった。『事故、事故』と言いますけど何ゆえに事故なのか、私自身も聞いてみたい」といった発言が流されている。これを聞いた視聴者の中には、申立人が自らの意思で取材を拒否したのであり、申立人は本件を「事件」ではなく「事故」だとする理由を説明できないので取材から逃げたのではないか、と思いつむ者もいたであろう。

これらの事情を踏まえると、本件放送において、申立人の取材を省略することを正当化できる例外事由があったとは到底言えない。

以上より、日本テレビは、本件放送に先立って、申立人に対する取材を行うべき、あるいは申立人が取材を拒否する意向であることを確実に確認すべきであった（なお、当委員会の手続における申立人の態度を踏まえると、連絡がついていれば申立人は日本テレビの取材を受けていた可能性が高い）。このことを怠った点において、日本テレビには放送倫理上問題があったと考える。

(二関 辰郎 委員長代行、國森 康弘 委員、斉藤 とも子 委員)

## IV. 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は次のとおり。

映像・テロップ	音声（ナレーション&インタビュー）
<p>&lt;タイトルスーパー&gt;            シェパード アダム（生後10か月）            ペットサロンで何が？            証言 独自 愛犬急死 従業員ら「行き過ぎ」</p>	<p>（スタジオ リポーター）            ペットサロンで虐待の疑いです。            こちらは、あるペットサロンに預けていた            ジャーマンシェパードのアダム君、10か            月です。            それは、この女性経営者がシャンプーをし            た直後の出来事だったんですが、元気だっ            たはずが急死しました。            一体何があったんでしょうか。            従業員らに取材しますと、しつくと称した、            行き過ぎた行為があった、と言います。</p>
<p>&lt;サイドスーパー&gt;            独自 愛犬急死 “押さえつけシャンプー”            ペットサロン従業員ら証言 何が            今月12日に死んだアダム            （シェパード生後10か月）            きのう  <b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b>            ＊顔出し            「同じことをしてやりたいという気持ち」            福岡在住20代男性            去年6月からペットサロンに預ける            ⇒今月12日に急死  <b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b>            「解剖に出したら、毛を剃ったら青じみ(青            あざ)の跡が出てきたらしい 足の甲とか            脇のところとかに青じみが」            病気もなく元気だった愛犬が…            愛犬の異変は</p>	<p>（本編VTRへ）            （Na）横たわる一頭の犬、今月12日、            10か月の短い生涯を終えたシェパードで            す。            &lt;飼い主&gt;            「同じこととしてやりたいくらいの気持ちあ            りましたけどね。その時は」            （Na）福岡県の20代男性、しつけもか            ねて預けていたペットサロンで今月12            日、愛犬が急死してしまったのです。            &lt;飼い主&gt;            「解剖出したら、毛を剃ったら青じみの跡            が出てきたらしいんですよ。足の甲とか脇            のところとかに青じみが」            （Na）病気もなく元気だった愛犬がな            ぜ？</p>

<p>女性経営者Aさんがシャンプーした直後—</p> <p>Aさんのやり方に疑問を抱く従業員が スツキリの取材に答える</p> <p><b>ペットサロンの従業員</b></p> <p>*首下カット、音声加工 「押さえないと 暴れないように 結局それを何回も何回も繰り返すので やっぱりその窒息みたいな形に 守ってあげられなくて申し訳ないです」</p> <p>行き過ぎた行為があった？</p> <p>Aさんの「しつけ」の仕方について—</p> <p><b>動物専門学校卒業生</b></p> <p>*首下カット、音声加工 「ちょっとでも反抗すれば」 ＜CGフキダシ・ペットサロン経営兼専門学校学長Aさん＞「私のやり方についてこれなければ辞めてもいい」</p> <p><b>ペットサロンの従業員</b></p> <p>*首下カット、音声加工 ＜CGフキダシ・ペットサロン経営者兼専門学校学長Aさん＞「私は神だ」</p> <p>ジャーマンシェパード アダム（生後10か月） ほとんど吠えない 優しい性格 きょうだいの遊び相手</p>	<p>取材すると、異変が起きたのはサロンの女性経営者Aさんがシャンプーをした直後だったということです。</p> <p>そのAさんのやり方に疑問を抱くペットサロンの従業員らが『スツキリ』の取材に答えてくれました。</p> <p>＜従業員＞ 「押さえない。暴れないように、バタバタって。それを何回も何回も繰り返すので。やっぱりその窒息みたいな形に……守ってあげられなくて申し訳ないです」</p> <p>（Na）シャンプーの後、行き過ぎた行為はあったのか？ さらにAさんのしつけのしかたについてこんな証言も……</p> <p>＜卒業生＞ 「ちょっとでも反抗すればただちに『私のやり方について来れないなら辞めてもいい』って言われちゃうんで」</p> <p>＜従業員＞ 『私は神だ』みたいなこと言うんですよ」</p> <p>＜子どもと犬がじゃれる様子＞ （Na）ジャーマンシェパードのアダム、人に対しほとんど吠えない優しい性格で、幼いきょうだいの遊び相手になっていたといえます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>飼い主の男性 去年6月～ 出張しがち→しつけも兼ねて週2～3回 北九州市のペットサロンに預ける</p> <p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b> 「大学みたいなものがあるわけですよ 専門学校みたいなものが ちゃんとしてるところなんだろうなと」</p> <p>&lt;建物外観*モザイク入り&gt; トリミング ペットホテル しつけ</p> <p>トリマーなどを育成する学校も運営 ⇒安心して預けていた —今年12日—</p> <p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b> 「死にそうだというふうな感じで 最初 電話がかかってきた」 連絡を受け駆けつけると…</p> <p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b> 「僕も病院に行ったんですよ 行く途中に 病院の方に電話した そしたら亡くなった という感じで 『病気とかで死んだ感じなん ですか?』と病院の先生に聞いたんです よ 『病気とかではないと思う』とハッキリ 言われた 少し前まではめちゃくちゃ元 気だった」</p> <p>ペットサロンで何が—</p> <p>アダム ドッグランで遊び汚れる 3人でアダムのシャンプー</p>	<p>飼い主の男性は出張がちだったため、去年 6月からしつけも兼ねて週に2～3回、北 九州市にあるペットサロンに預けていまし た。</p> <p>&lt;飼い主&gt; 「大学みたいなものがあるわけですよ、専 門学校みたいなものが。ちゃんとしてると ころなんだろうな」</p> <p>(Na) そのペットサロンはトリミングを 行ったり、ペットホテルとしてペットを預 かるほか基本的なしつけも行っていたとい います。</p> <p>さらにトリマーなどを育成する学校も運 営、安心して預けていたそうです。</p> <p>しかし、今年12日</p> <p>&lt;飼い主&gt; 『死にそうだ』というふうな感じで最初電 話がかかってきてたんですよ」</p> <p>(Na) 連絡を受け、駆けつけると……</p> <p>&lt;飼い主&gt; 「僕も病院に行ったんですよ。行く途中に です、病院の方に電話したんですよ。ま あ、亡くなったという感じで、『病気とかで 死んだ感じなんですか』と病院の先生に聞 いたんですよ、その時『病気とかではな いと思います』とハッキリ言われたんで。 そもそも少し前まではめちゃくちゃ元気だ ったんで」</p> <p>(Na) ペットサロンで何が アダムの異変を目撃したという従業員が取 材に答えてくれました。</p> <p>ドッグランで遊び、泥で汚れていたアダム。 当初はこの従業員と併設する専門学校の学</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>&lt;イラスト&gt;  手すりにリードをつなぎ  お座りの状態でお尻からシャワー  アダム 水が怖いのか立ち上がる</p> <p>&lt;サイドスーパー&gt;独自 愛犬急死  “行き過ぎ” シャンプー!?  シャンプーの様子を見て</p> <p>シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない しつけなんだよ  手すりに首輪をつなぐよう指示</p> <p>従業員によると  かみつくような危険がない限り  手すりに首輪はつながない</p> <p>アダム嫌がる→  押さえつけ首輪つなぐ頭からシャワーをかける→  アダム嫌がり首輪抜ける→  押さえつけ首輪つける→  シャワー→  アダム 気を失い放心状態に</p> <p>その様子を見たAさんは—  やっと諦めたか  観念したか</p> <p>アダム シャンプー後 自力で立てず</p>	<p>生2人、計3人でシャンプーをすることに。</p> <p>シンクの端にある手すりにトリミングリートを繋ぎお座りさせた状態でお尻の方からシャワーをあてると、水が怖いのか立ち上がったというアダム。</p> <p>ここで登場するのが、ペットサロンの経営者で専門学校の学長でもある女性Aさん。  シャンプーの様子を見て……  (N a)  「シンクにふせをさせて洗わないとお利口にならない。しつけなんだよ」  そう言って手すりに首輪を直接繋ぐよう指示したというAさん。</p> <p>従業員によると噛みつくような危険がない限りこのようなことはしない、といます。しかしアダムが嫌がったため押さえつけて首輪を繋ぎ、頭からシャワーをかけたそうです。</p> <p>嫌がって首輪が抜け、押さえつけて首輪をしてシャワー。これを繰り返したといます。  その後、アダムは一瞬気を失い放心状態になったといます。</p> <p>その様子を見たAさんは……  (N a)「やっと諦めたか 観念したか」  そう言ったといます。</p> <p>シャンプーが終わるとアダムは自力で立て</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>通常のシャンプー 30分～40分  アダムのシャンプー約2時間</p> <p>&lt;サイドスーパー&gt;  「独自 愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」</p> <p><b>シャンプー直後のアダムを見た先輩従業員</b>  *首下カット、音声加工</p> <p>「要は全力疾走した後『はあはあ』っていう状態で横たわってるって感じだったんですよ 社長は大丈夫大丈夫みたいな形だったので 一時したらよくなるのかなって感じはしたんですね」</p> <p>30分～40分経過→回復せず病院へ</p> <p><b>ペットサロンの従業員</b>  *首下カット、音声加工</p> <p>「口の中のものをぶわっと吐いちゃったんですよ 先生がいろんな心肺蘇生をしてくれましたけど やっぱそれだけのことをしても そこで意識が回復しないままで強い刺激を与えられているので そこで息を吹き返すことはなかったですね」</p> <p>飼主にどう説明？</p> <p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b>  &lt;CGフキダシ・ペットサロン経営兼専門学校学長Aさん&gt;「申し訳ない 事故を起</p>	<p>ない状態だったそうです。従業員によると、通常のシャンプーは30～40分ですがアダムのシャンプーは11時から始め、終わったのは午後1時頃、およそ2時間かかったそうです。</p> <p>シャンプーの様子を見たという先輩従業員は……</p> <p>&lt;従業員&gt;  「要は全力疾走したあと『はあはあ』…いつもはそういう状態で横たわっているって感じだったんですよ。社長はなんか『大丈夫、大丈夫』みたいな形だったので、一時したら良くなるのかな、って感じはしてたんですね、その時」</p> <p>(Na) 30分から40分経っても回復しないため動物病院に連れて行くと……</p> <p>&lt;従業員&gt;  「口の中のものをぶわっと吐いちゃったんですよ。先生がいろんな心肺蘇生みたいなことをしてくれましたけど……それだけのことでしているんですが……強い刺激を与えられているので、そこで息を吹き返すことはなかったですね」</p> <p>(Na) 女性経営者Aさんは飼い主の男性にどのように説明したのでしょうか。</p> <p>&lt;飼い主&gt;  『申し訳ないとしか言いようがない』みたいな感じですね。『事故を起こして申し訳ご</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>こして申し訳ございません」</p> <p>「しつけギリギリでやってる 飼い主に見せられないこともやってる それは事故死ですよという感覚」</p> <p>(右隅に大きな文字で) 不審 飼主の男性 学生2人に話を聞くと…</p>	<p>ございません』『しつけというか、そういうことはギリギリのところで行っているんで、実際飼い主に見せられないこともやってることはやってますけど。それで死んでしまったものは事故死ですよ』みたいな感覚なんです」</p> <p>(Na) それを聞き不審を抱いた男性は、Aさんと引き離し個別にこの学生2人に話を聞いたと言います。すると……</p>
<p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b></p> <p>「学生は正直に言ってくれた 学生は虐待があったことは教えてくれた」</p> <p>学生たち アダムのシャンプー中「虐待あった」</p> <p>アダムを獣医師に診てもらおうと…</p>	<p>&lt;飼い主&gt;</p> <p>「学生はもう正直に言ってくれたんですけど。虐待があったっていうことは教えてくれた」</p> <p>(Na) 飼い主の男性によると、学生たちはアダムのシャンプー中に虐待があったと話したと言います。さらに、疑問を抱いた飼い主が獣医師に診てもらおうと……</p>
<p><b>死んだシェパード“アダム”の飼い主</b></p> <p>「解剖に出したんですね 毛を剃ったら青じみ(青あざ)の跡が出てきたらしい 足の甲とか脇のところとかに青じみが」</p> <p>獣医師 アダムにいつできたか不明だが打撲のあと有</p> <p>ペットサロン経営兼専門学校学長Aさん これまでどのような“しつけ”をしていた？</p>	<p>&lt;飼い主&gt;</p> <p>「解剖出したんですね。毛を剃ったらですね、青じみの跡が何個かが出てきたらしいんですよ。足の甲とか脇のところとかに青じみが」</p> <p>(Na) 獣医師によると、シャンプーの際にできたかは分からないものの、打撲の跡があったそうです。Aさんはこれまで預かった動物たちに対してどのようなしつけを行ってきたのか。従業員らから聞こえてきたのは……</p>
<p><b>ペットサロンの従業員</b></p> <p>*首下カット、音声加工</p> <p>「シャンプーのやり方トリミングのやり方が私たちとやり方が全然違うんですよ 社長のやり方は要は犬がマネキンみたいにじ</p>	<p>&lt;従業員&gt;</p> <p>「シャンプーのやり方、トリミングのやり方と私たちのやり方と全然違うんですよ。社長のやり方は、要は犬がマネキンみたいにじっとするっていうのを出させるスタン</p>



<p>つとすつていうのをいさせるスタンス」</p> <p>手すりに犬の首輪を直接つなぎ おとなしくさせる</p> <p><b>ペットサロンの従業員</b></p> <p>*首下カット、音声加工</p> <p>「わんちゃん暴れたりしますよね だから 私たちはそれを見ててかわいそうだと思う ので『大丈夫ですか?』『やめたほうがいい んじゃないんですか?』 ヒステリックに 『もう私のやり方に批判して』って 『何 考えてんだ』って 『私は神だ』みたいなこ とを言う」</p> <p>&lt;サイドスーパー&gt;</p> <p>NEXT 愛犬急死直前 立ち会った従業 員は</p> <p>&lt;建物外観*モザイク入り&gt;</p> <p>&lt;サイドスーパー&gt;</p> <p>独自 愛犬急死 飼い主語る「体に青あざ」 ペットサロンのシャンプー後 何が ペットサロンに預けたシェパード シャンプー後急死 (大きな文字で) 行き過ぎた行為</p> <p>動物専門学校経営 ベテラン スタッフがやめる ワンマン</p> <p><b>動物専門学校の卒業生</b></p> <p>*首下カット、音声加工</p> <p>「シーザーを担当した 耳掃除をしたとき 嫌がった 見ていた学長が」</p> <p>&lt;CGフキダシ・ペットサロン経営兼専門</p>	<p>スなんですよ」</p> <p>(Na) アダムの手すりに犬の首輪を直接つなぎ、おとなしくさせるのがAさんのやり方だといひます。</p> <p>&lt;従業員&gt;</p> <p>「わんちゃん、暴れちゃったりしますよね。 私たち、それを見てて可哀そうだと思うの で『大丈夫ですか?』『やめたほうがいいん じゃないですか?』って言うよ。</p> <p>ヒステリックに『もう私のやり方に批判し て』って。『何考えてんだ』って。『私は神 だ』みたいなことを言うんですよ」</p> <p>(CM)</p> <p>(Na) 北九州市にあるペットサロンに預 けたシェパードがシャンプーの後急死、立 ち会った従業員らの証言から女性経営者A さんの行き過ぎたとも思える行為が見えて きました。</p> <p>この道39年と話していたというAさん。 トリマーなどを育成する専門学校も経営し ている一方、スタッフが辞めていくほどワ ンマンだったとの声も。Aさんが学長を務 める専門学校の卒業生はその指導について ……</p> <p>&lt;卒業生&gt;</p> <p>「シーザーの担当した日があつたんです。 耳の掃除してる時に、嫌がる子が結構いて。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学校学長Aさん&gt;「あなたなめられてるわね “貸して”」</p> <p>「首を思いっきりつかんで耳を裏返してトリミング台で押さえた」</p> <p>&lt;CGフキダシ・ペットサロン経営兼専門学校学長Aさん&gt;「ほら私がやったらおとなしくなった あなたなめられているのよ」</p> <p>さらに—</p> <p><b>動物専門学校の卒業生</b></p> <p>*首下カット、音声加工</p> <p>「トリミング台って高さがあるからわんちゃんが落ちたら ケガにつながっちゃうので命綱だと思っていたが 学長はそれ（命綱のひも）を引っ張り後ろ足を引っ張ったりしていた」</p> <p>&lt;サイドスーパー&gt;</p> <p>「独自 従業員ら指摘 女性経営者の問題点 ペットサロンで愛犬急死」</p> <p>（大きな文字で）普段から行き過ぎた指導 シェパードの急死</p> <p>約2時間にわたり押さえつけながらシャンプー</p> <p>脚などにいつついたかは不明だがアザがあった</p> <p>スッキリ 動物専門学校取材 責任者不在 回答得られず</p> <p>HPにコメントが発表される</p> <p><b>ペットサロン経営兼専門学校学長Aさん</b></p> <p>生後4か月から半年に渡りお預かりしていました犬が亡くなる事故がありました</p> <p>このような事故がおきたことについて大変申し訳なく思っております</p>	<p>見ていた学院長が『あなた、なめられている。貸して』みたいな感じで言われて……</p> <p>シーズーちゃんの首を思いっきりつかんで、耳を裏返した状態でトリミング台で押さえた。『ほら、私がやったらおとなしくなったでしょ。あなた、なめられているのよ』</p> <p>（Na）さらに、こんなことも……</p> <p>&lt;卒業生&gt;</p> <p>「トリミング台って高さがあるんで、わんちゃんが落ちたらけがにつながっちゃうので命綱みたいなもの……学院長はそれを思いっきり引っ張って後ろ足を思いきり引っ張ったりとか」</p> <p>（Na）普段から行き過ぎたと思える指導がいくつもあった、といいます。</p> <p>今回のシェパードの急死に関しては、およそ2時間にわたって押さえつけながらシャンプーをし、また脚などに、いつ付いたものかは不明ですが、青あざがあったといいます。</p> <p>これについて専門学校に取材を申し込んだものの、責任者不在のため回答は得られませんでした。</p> <p>しかしその後ホームページにコメントが発表されました。</p> <p>生後4か月から半年に渡りお預かりしていました犬が亡くなる事故がありました。このような事故が起きたことについて大変申し訳なく思っております。飼い主様に対し</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

飼い主さまに対しましては弁護士と相談の上 誠意をもって対応して参ります  
あわせてこの事故につきまして事実と異なる内容が一部のSNS等で拡散されており  
お客さまにはご心配をおかけ致しております  
皆さまには大変ご心配をおかけしましたこと重ねてお詫び申し上げます

<サイドスーパー>

「独自 愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー？」

**死んだシェパード“アダム”の飼い主**

「自分の家族を他人任せにしてしまって自分の責任かなと思ってます」

Qいなくなったことをどういうふうに言っているお子さんは

**死んだシェパード“アダム”の飼い主**

『アダムは？』と聞いてきますが 『もう会えないよ』と言っています なんとしつこく聞いてくる 兄弟みたいな感じでやってきたので 自分の家族として接してきたので 家族になるので 人間も犬も一緒なんですね」

<サイドスーパー>

NEXT 内情知る人物 「以前から問題」

<サイドスーパー>

「独自 従業員ら指摘 女性経営者の問題点 ペットサロンで愛犬急死 何が」

ては弁護士と相談の上、誠意をもって対応して参ります。

あわせてこの事故につきまして、事実と異なる内容が一部のSNS等で拡散されており、お客さまにはご心配をおかけいたしております。皆さまには大変ご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

(Na) 飼い主の男性は……

<飼い主>

「自分の家族を他人任せにしてしまったのは、今回はやっぱ、自分の責任かなと思っていますけど」

<リポーター>

「いなくなったことをどういうふうに言っている、お子さんは？」

<飼い主>

『アダムは？』というふうには聞いてきます。『もう会えないよ』と言っています。『なんで？』って結構しつこく聞いてくるんですけどね。兄弟みたいな感じでやってきたので、自分が家族として育ててきた、接してきたので、家族になるので、人間であろうが犬であろうが一緒なんですよ、結局」

(CM)

<以下スタジオやりとり>

**男性司会者**

今のペットサロン、3年くらい前に他局の番組なんですけれども、犬のこの身体に大きな洗濯ばさみをバツと腰のあたりにつける

<p>&lt;サイドスーパー&gt;</p> <p>「独自 愛犬急死 経営者“虐待”シャンプー? ペットサロン従業員ら証言 何が」</p>	<p>と吠えなくなるんだというのを開発した、みたいな。まあ催事場取材に行く番組だったんですけど、それでこのペットサロンを紹介したことがあるんですけど、ちょっと今見る感じだと、相当行き過ぎた……うーん、そういったトリミングでやってるとい……押さえつけるってちょっと考えられない。じゃあ、あの時、紹介した、ここに付ける、吠えなくなっておとなしくなるのを使えばいいじゃんって思うんだけど、それ自体ウソだったのかなと、ちょっと思ってしまう部分ありますね。</p>
<p>&lt;サイドスーパー左下&gt;</p> <p>ペットサロンの行き過ぎたしつけについて</p>	<p><b>リポーター</b></p> <p>この女性経営者は「おかしいんじゃないか」というニュアンスで聞くと「いや、これはしつけの一環なんだ」と。「私は自信を持ってやっている」と。「私は神様みたい」、そんなことを従業員とかね、教えている学生にね、言うそうですね。</p> <p><b>男性司会者</b></p> <p>従業員の方、学生の方、専門学校もあるわけですよ、このペットサロンは。その学生の方(に)聞いて「行き過ぎだ」という声は聞こえてきているということですね?今のVTR見ると。</p> <p><b>リポーター</b></p> <p>1人や2人じゃないですからね。皆さんが一様に言うんですね。「そこまでは」と。それじゃなんで「やめてください」って言わないんですかと。</p> <p>「やめてください」って言った途端に自分がもう「あなた、辞めていいよ」になる。だからそれが怖くて、または女性経営者に対しての、学校の学院長ですからね。その恐怖もあって何も言えなかった。しかし今</p>

<p>&lt;サイドスーパー左下&gt; 従業員や関係者 「黙ってはいけない」と取材を受ける</p>	<p>回、我々の取材も含めて勇気を持って証言してくれてる訳です。これね、ややもすると、これ密室で起きています。シャンプーはこの女性経営者が行っているわけですから。見ている方も本当に数名です。このことが明るみに出ないで終わった可能性もあります。だからそこで皆さんね、なんとかこの、こういったペットサロンが世に存在してはいけないんだと、なんとか勇気を持って振り絞って話そうということで取材に応じてくれているんですね。</p> <p><b>男性司会者</b> 自分がサロンを辞めたりするとかそういったことも覚悟しながら答えていただいたということですね。</p> <p><b>リポーター</b> そうです。これ伺って大変な覚悟だと思いますね。しゃべってくれていますけど、どこの誰だかって分かってしまう可能性があります。</p>
<p>&lt;スタジオフリップ&gt; <b>イラスト</b> トリミング台の上でリードを引っ張る <b>イラスト</b> 馬乗りになっておさえる <b>イラスト</b> シンクに中でおさえつける</p>	<p>(フリップ示して) 日常行っていたしつけをここに挙げましたけども。嫌がってもないのにトリミング台の上でリードを引っ張るとか、馬乗りになる、馬乗りになるっていうのはちょっと分かんない、こんなことと思うんですけど証言あります。シンクの中に押さえつける。押さえつけたうえにシャワーをかける。頭にかける。その行為が繰り返し行われたと。なぜ繰り返し行われたのか。</p> <p><b>男性司会者</b> それ冷たいシャワーですか。</p> <p><b>リポーター</b> そうですね。</p> <p><b>男性司会者</b></p>

血管収縮させてちょっとおとなしくさせようってことなんだろうけど、うーん……だから周りの従業員の方とかも怖くてモノが言えない状態だったということですね、取材で分かったことは。

**コメンテーター1**

私もわんちゃん飼っているのですが、考えられないです。こんなじゃ、今後もそうですけど、ここに限らずいろんなペットサロンの……ちょっと心配になってきちゃいます。

**男性司会者**

自分の行っている、トリミングしているあいだ、「お願いします」で帰ったりするもんね。

**コメンテーター1**

そうですね。預けて2～3時間後とかにまた迎えに行くって感じなんで、その間に何をされているかと思ったら、ちょっと怖いんですね。

**男性司会者**

全部のペットサロンがこういうことじゃないと思いますよ。しっかりやっているところ、ガラス張りで皆が見えるようにトリミングしているところもあります。絶対、ほとんどのところがちゃんとやっていると思うんだけど、このやり方って、首をグッと押さえつけてっていう……

**女性司会者**

信じられないですね。アダムが、終わった後に全力疾走したぐらい「はあはあ」言っていたということは、相当なストレスと痛みを感じていたと思う。

**男性司会者**

あと苦しかったんだろうね。

女性司会者

苦しかったってことだって思うんですよ。本当にかわいそうですし、トリミングする場って、水を使ったり、はさみを使ったり、ドライヤーだったり。犬とか怖い状況にあるところをいかに安心させてあげることかっていう場所だと思うんですよ。安心しながらやらせてもらうところだと思うので本当に信じられないですし、むしろ従業員の方にも圧をかけてって、命と向き合っているとか生きているものを扱っているという状況じゃないですからね。

男性司会者

確かにそうだね。

女性司会者

これはもう考えられない。

男性司会者

相当行き過ぎているってことだね。

女性司会者

行き過ぎてます。

男性司会者

いかがでしょう。

コメンテーター2

コロナ禍でペット市場ってすごく伸びているので、ペットサロンの需要とかも伸びているんですね。僕が思うんですけど、一部の国がやっているように、ペットサロンの内部の映像とか画像をリアルタイムで流すくらいの方がどちら側にとっても良い効果が生じるのではないかと思いますけどね。

男性司会者

預けている方が中の映像を見たいときに見えるようにするってことですね。

コメンテーター2

かつ、見られているって意識でトリミング

<p>&lt;スタジオフリップ&gt;</p> <p>X弁護士（番組中では実名）</p> <p>器物損壊罪→3年以下の懲役または30万円以下の罰金</p> <p>・動物を痛めつける意図があれば…</p> <p>動物愛護法違反→5年以下の懲役または500万円以下の罰金</p>	<p>も行うと。</p> <p><b>男性司会者</b></p> <p>その透明性は大事だということですね。弁護士の方はどう言っているんですか。</p> <p><b>女性アナウンサー</b></p> <p>法的に2つの可能性、言及されていて、まずは器物損壊罪が適用されると懲役3年以下または30万円以下の罰金。また動物を痛めつける意図があれば動物愛護法が適用されて懲役5年以下または500万円以下の罰金ということでした。</p> <p><b>男性司会者</b></p> <p>飼い主さんの気持ちは本当に分かりますし、経営者の方はある程度、説明責任まだありますよね。</p> <p><b>リポーター</b></p> <p>まあ、取材申し込んだんですけど、それは受けてくださらなかったんですけどね。「事故、事故」って言ってますけど、何ゆえに事故なのか、私自身も聞いてみたいですね。</p> <p><b>男性司会者</b></p> <p>その事象がどうなのか分かりませんが、日常からそういった厳しいやり過ぎのしつけなどがあったということは周りの証言から分かっている訳ですからね。</p> <p><b>リポーター</b></p> <p>分かっています。</p> <p><b>男性司会者</b></p> <p>分かりました。ありがとうございました。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## V. 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人
放送内容について	<p>申立人は下記の▼の事項について「字幕付きで事実と反する内容を放送し、名誉を侵害した」と主張している。</p> <p>(申立人の具体的な主張は「:」のとおり)</p> <p>▼(申立人が従業員らに対して)シンクに伏せをさせて洗わないとお利口にならない。しつけなんだよ(と言った)。</p> <p>:「シンクに伏せをさせて洗わないとお利口にならない」という発言はしていない。</p> <p>:当時の状況は&lt;シャンプーを行った従業員が、無理やり押さえて伏せをさせていたことで犬が暴れ出し、ステンレスにぶつかる大きな音がしたため、私が別部屋から駆け付けた&gt;というもの。従業員が噛まれそうになって「大丈夫?」と声をかけた。従業員のメガネが吹き飛び、その後、犬が顔をこちらに向け従業員を噛もうとした時に首をぐるっと回した。その後、犬が落ち着いたので、私は「もう大丈夫やね」と声をかけ、シャンプー室を出た。そのあと従業員と学生2人の計3人でシャンプーをした。その後、様子を見に戻ると、犬の呼吸が荒く心配になり病院へ連れて行った。</p> <p>▼(申立人が放心状態となった犬に対し)やっとなめてたか。観念したか(と言った)。</p>	<p>(被申立人の答弁は「:」のとおり)</p> <p>:シャンプーを行った従業員及びその場にいた学生2人の証言を得て、3人の証言に齟齬がなく信ぴょう性があると判断。申立人本人も当社との面会の中で、伏せをさせてシャンプーを行う指導をしていたことを認めている。</p> <p>:別部屋から駆け付けたのであれば、犬が暴れた理由などは申立人には分からないはず。仮にそこまで認識して問題だと思っていれば「もう大丈夫やね」で済ませることが不可解である。これは押さえつけが申立人自身の考えであることの証左。</p> <p>:途中でシャンプー室を出たと主張しているが、従業員と2人の学生の証言では、シャワーをかけ始めてから犬がぐったりするまで、申立人は離れることなく、ほぼその場にいたとされている。</p> <p>:申立人は当社との面会で、一連のシャンプーの過程では相応の時間を要したこと、そして、犬が暴れるのを排して伏せおよび(手すりへの)首輪の取り付けを繰り返させたことを認めている。</p>

放送内容について	<p>：そのようなことは言っていない。</p> <p>▼(申立人が)約2時間にわたり押さえつけながらシャンプーした。脚などにいつついたかは不明だがあざがあった。</p> <p>：2時間にわたり押さえつけながらシャンプーをしていない。</p> <p>：あざについては、大きな音がして駆けつけると、従業員が無理やり犬を押さえ込んで首輪をしようとして犬が暴れていた。その時にステンレスで打ったのではないか。</p> <p>▼(申立人が従業員らに対して)私のやり方についてこられなければ辞めてもいい(と言った)。</p> <p>：そのようなことを話したことはない。犬の扱いを不真面目に行う学生については厳しくしていた。</p> <p>▼(申立人が従業員らに対して)私は神だ(と言った)。</p> <p>：「いつも神様が見ている」と話したことはあるが、自分自身が神だと思ったことも言ったこともない。日頃お客さまより「ゴッドハンドね」と言われることはある。</p> <p>▼従業員や関係者は「黙っていてはいけない」と取材を受ける。</p> <p>：「黙っていてはいけない」といった表現で、私が犬を虐待死させたかのような印象付けをしている。</p>	<p>：シャンプーに携わった従業員が証言している。</p> <p>：申立人が押さえつけた、との放送をした事実はない。ペットサロンとして行き過ぎた行為があった事実を放送した。シャンプーの様子やあざについては、その場にいた学生や従業員計4人の証言がある。飼い主も「獣医師から聞いた」と証言した。獣医師に放送後取材し証言を得た。</p> <p>*獣医師からは「犬の死因はペットサロンでの一連の行為に関連すると推察する」との所見も得ている。</p> <p>：卒業生が証言している。さらに店長と従業員も矛盾のない証言をしている。</p> <p>：店長が、こうした発言があったと、はっきりと証言している。放送後に取材した元従業員も店長の証言を裏付ける証言をした。</p> <p>：店長、卒業生、従業員の3人が、自ら不利益になる可能性があるにもかかわらず証言しており、真実性が高いと判断した。</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>放送内容について</p>	<p>: 今回の事故は、(行き過ぎた) しつけによるものではなく、胸部を強く圧迫したことで起きた事故であることは警察・検察の取り調べ、死亡解剖において確認できた。インターネット上での虚偽の情報をそのまま信用性の高いテレビで放送したことによる風評被害は人を奈落の底に突き落とす力を持ち、お店のお客さまは激減し、死を考えることにもなった。</p> <p>▼学生2人は(申立人から犬への)虐待があったと言った。</p> <p>: 虐待は一切ない。人に危害を加える犬に対する防御だ。犬の胸部を強い力で押さえつけたことが死因だ。普段以上に暴れてしまった結果の事故だということが、警察・検察の取り調べ、死亡解剖で明らかになった。</p> <p>▼(被申立人から申立人に対して)取材をしたものの責任者不在で回答を得られていない。</p> <p>: 私には取材依頼が一切なかった。スタッフと常に連絡が取れる状況だった。</p> <p>: 私と一切連絡を取らず、一方的な意見での放送内容だ。真実を伝えるには私の取材が最優先であるのに怠り、虚偽事実を全国に伝えた。</p> <p>▼(申立人による)日常からやりすぎのしつけなどがあったことが周りの証言からわかっている。</p>	<p>: 本件放送は、誰もが利用するペットサロンにおいて、飼い主が通常想定できない、預けた犬が死んだという事実と、申立人の指揮命令に従業員が反対意見を述べるできない環境下において、本件ペットサロンによる行き過ぎた行為が行われていた事実を報じたものであって、申立人の名誉を侵害するものではない。</p> <p>: 飼い主の「学生は虐待があったことを教えてくれた」とのインタビュー内容を確認するため、シャンプーに立ち会った学生2人に取材して「虐待があった」という証言を得た。</p> <p>: ディレクターが専門学校に電話し申立人への取材を依頼するも「不在」「連絡が取れない」との回答だったため、折り返し電話を依頼したが、折り返しの電話はなかった。申立人の携帯電話にも直接、電話するも出なかった。このような経緯から取材に応じてもらえないと判断し、やむを得ず、専門学校のウェブサイトに掲載された申立人のコメントを報じた。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>放送内容について</p>	<p>：そのような事実は一切ない。これまでの経験から犬たちの健康を考えたトリミングをしている。今も多くのお客さまに信頼されて営業している。</p> <p>：私の考えるしつけとは、気持ちの部分で犬に対して強く接すること。今回は暴れる犬に対して力任せに押さえてしまったことが原因で起きた事故であり、しつけとの関連性はない。あえて飼い主との示談交渉をせず、警察・検察の方にしっかりと取り調べをしていただき、虐待の事実がないことを不起訴になったことで証明したいと考えた。</p>	<p>：店長、従業員、卒業生らが証言している。放送後の取材では元従業員1人と元アルバイト2人が証言した。</p>
<p>ペットサロンの組織</p>	<p>：長期間、現場を離れていた。復帰して1年半しか経っていない。それまで任せっきりでいたことが今回の事故を生んだ。これまでスタッフと具体的に意見交換をすることなく、またミーティングもおろそかになっていた。そのために私の思いとかけ離れた会社になっていった。</p>	<p>：本件ペットサロンにおいては、申立人が絶対的な存在として指揮命令を行っており、従業員が間違っていると考えたことについても意見することが許されない特殊な環境下にあった。</p>
<p>放送後の対応</p>	<p>：ペットサロン店長より、取材をしたディレクターに対し、編集に悪意がある旨を述べ、放送の訂正を求めた。</p> <p>：私からも日本テレビの同じディレクターにメールで抗議したが返事がないままだ。</p>	<p>：ペットサロン店長を通じてディレクターに放送の訂正を求められた事実はない。</p> <p>：取材したディレクターは、申立人からの抗議メールを受けていない。</p> <p>：BPOから申立書提出の連絡を受けるまで、放送から1年以上にわたって日本テレビへの連絡や訂正の申し入れはなかった。</p>

<p>放送局に求めること</p>	<p>: 謝罪と放送内容の訂正</p>	<p>: 本件放送は申立人の名誉を侵害していない。ペットサロンで預けた犬が死んだという事実と、ペットサロンにおいて行き過ぎた行為が行われていた事実を報じたもの。 *日本テレビが名誉毀損で申立人から刑事告訴されたが不起訴となった。</p> <p>: 本件放送には公共性・公益性が認められる。突然、死を予見しない場所で死んでしまうことは公共の利害に関する事実と言える。また、組織内コミュニケーションについてもハラスメントの可能性があれば公共の利害に関するものであることは明らかである。</p> <p>: 本件放送にあたって、事前に十分な取材を行っており、真実であると信じるにつき相当な理由があったと認められる。</p> <p>: 匿名扱いやモザイク処理、動物愛護法違反での不起訴処分の放送など、申立人への人権・名誉に配慮した放送を行った。</p> <p>以上の理由から、放送によって人権と名誉が侵害されたという主張は根拠がなく受け入れられない。謝罪や放送内容の訂正は必要ないと考える。</p>
<p>当事者間交渉</p>	<p>: 話し合いの席で、当初日本テレビ側は私のお話を真剣に聞いてくれ、応援していると話した。しかし、面談が進むにつれBPOへの申立てを取り下げするための面談だと感じるようになった。何度話しても和解案の提示はなかった。</p>	<p>: 申立人と9回にわたって面会し、誠意をもって申立人と話し合ってきたが、9回目の交渉後に解決策の提示を求められ、その申し出を拒否したところ、交渉を打ち切る旨の報告があった。</p>

## VI. 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2021年 1月28日	日本テレビが当該番組を放送
2022年 1月28日	申立人が委員会に「申立書」を提出
2022年 6月10日	日本テレビが委員会に「経緯と見解」を提出
2022年 6月21日	第305回委員会で審理入り決定
2022年 6月30日	日本テレビが委員会に「答弁書」を提出
2022年 7月12日	申立人が委員会に「反論書」を提出
2022年 7月19日	第306回委員会で審理
2022年 7月22日	日本テレビが委員会に「再答弁書」を提出
2022年 8月 9日	起草委員による論点整理・質問作成
2022年 8月16日	第307回委員会で審理
2022年 9月20日	第308回委員会でヒアリングと審理
2022年10月11日	第1回起草委員会
2022年10月18日	第309回委員会で審理
2022年11月 7日	第2回起草委員会
2022年11月15日	第310回委員会で審理
2022年12月14日	第3回起草委員会
2022年12月20日	第311回委員会で審理
2023年 1月11日	第4回起草委員会
2023年 1月17日	第312回委員会で審理、「委員会決定案」了承
2023年 2月14日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [B P O]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員 長	曾我部 真 裕
委員長代行	鈴木 秀 美
委員長代行	二 関 辰 郎
委 員	國 森 康 弘
委 員	斉 藤 とも子
委 員	丹 羽 美 之
委 員	野 村 裕
委 員	廣 田 智 子
委 員	松 田 美 佐
委 員	水 野 剛 也